



平成25年3月26日

各 位

会 社 名 住石ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 長 崎 駒 樹
(コード番号 1514 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 谷 口 信 一
(TEL 03-5733-9901)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社の子会社である住石マテリアルズ株式会社は、オーストラリアの石炭鉱山の運営会社である Wambo Coal Pty Ltd(以下「ワンボ社」という。)にBクラス株式として出資しておりますが、その配当金の受領等を巡って会社側と交渉を続ける一方、裁判による救済を図ってまいりましたが、昨日、オーストラリア国ニューサウスウェールズ州最高裁判所より判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経緯

当社の子会社である住石マテリアルズ株式会社が平成13年6月以降保有しているワンボ社発行のBクラス株式の配当金につき、ワンボ社は同社の取締役の裁量権に服するとの主張に基づき、平成22年3月末を支払い期限とする配当金及びそれ以降の配当金の支払いについて、配当決議を留保ないし配当金額を制限するに至りました。また、同社は別途住石マテリアルズ株式会社が保有する同社での新規の坑内掘り事業への参加権についても、その法的強制力を否認する立場を表明してきました。このため、住石マテリアルズ株式会社はワンボ社及びその親会社のピーボディ豪州鉱山会社と問題解決のための話し合いを続ける一方、裁判による救済を求めて、平成22年7月14日に、ニューサウスウェールズ州最高裁判所に提訴するに至りました。

2. 訴訟を提起した年月日及び訴訟の内容

(1)訴訟を提起した年月日：平成22年7月14日

(2)訴訟の内容：

- ①Bクラス株式発行の際の定款内容の変更にに基づき、取締役の裁量を経ることなく、過年度に遡及して配当金を支払うこと。
- ②新規の坑内掘り事業参加権の強制力を確認すること。

3. 判決のあった裁判所及び年月日、判決内容

(1) 判決のあった裁判所：オーストラリア国ニューサウスウェールズ州最高裁判所

(2) 判決のあった年月日：平成 25 年 3 月 25 日

(3) 判決の内容：

①B クラス株式の配当金について取締役の裁量権はなく、ワンボ社は定款の定めに従って税引後純利益の 25%を 6 か月毎に B クラス株式保有者に支払うこと。

②新規の坑内掘り事業参加権については現時点で具体的な事業計画がなく双方間に争いがないので、裁判所は判断を保留すること。

4. 今後の見通し

今回の判決に関しては、敗訴した被告側が控訴する可能性があります。

5. 業績への影響

過年度に遡及して配当決議がなされることにより、今平成 25 年 3 月期の業績見込みを修正する必要がありますが、これについては本開示と同時に発表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」において開示いたしております。

以 上